

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所の提供するサービスについての相談窓口

相談責任者 鈴木 洋典

電話番号 03-3850-0361

(月～土曜日の 9:00～17:00 まで)

2. 「居宅介護支援事業所 等潤」の概要

(1)居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所等潤
所在地	東京都足立区一ツ家4-2-15
介護保険指定番号	居宅介護支援 東京都 1372100063
サービス提供地域	東京都足立区

(2) 同事業所の職員体制

管理者	介護支援専門員	計
1 名	3 名	4 名

(3) 営業時間

月曜日～土曜日	午前 9 時から午後 5 時
---------	----------------

日曜・祝祭日・12 月 30 日から 1 月 3 日までは休み

緊急時は、24 時間連絡可能です。代表電話におかけください。

3.居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

電話または来所にて申し込みを受け付けます。

その後訪問調査をへて、個々の状態とニーズにあった計画を立案提示いたします。

4.利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付される為自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1 ヶ月につき要介護度に応じて下記の報酬相当の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日足立区の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(報酬)

① 居宅介護支援報酬

要介護 1.2 1086 単位／月 要介護 3.4.5 1411 単位／月

初回加算 300 単位／月 ☆

② 入院時情報連携加算 (Ⅰ) 250 単位／月 (Ⅱ) 200 単位／月 ☆

③ 退院・退所加算 ☆

カンファレンス参加なし 連携 1 回 450 単位 連携 2 回 600 単位

カンファレンス参加あり 連携 1 回 600 単位 連携 2 回 750 単位

連携 3 回 900 単位

④ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300 単位／月

⑤ 看護加算小規模多機能型居宅介護事業所連携 300 単位／月

⑥ 緊急時等居宅カンファレンス加算 ☆ 200 単位／月(月に 2 回を限度)

⑦ 居宅特定事業所加算 ☆

(Ⅰ 509 単位／月 Ⅱ 421 単位／月 Ⅲ 323 単位／月 A 114 単位／月)

⑧ ターミナル加算 400 単位 ☆

⑨ 特定事業所医療介護連携加算 ☆ 125 単位

⑩ 通院時情報連携加算 ☆ 50 単位

☆ 該当加算

(2) 交通費

前記 2 の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

原則として利用者様はいつでも解約することができ、一切料金はかかりません。ただし、虚偽やいわれのない理由により一方的かつ当事業所ならびに担当介護支援専門員や法人の信用を著しく傷つけた場合は、(1)の単位数に相当する料金を申し受ける場合があります。

5.当事業所の居宅介護支援の特徴

(1) 運営の方針

- ・事業所の介護支援専門員は、利用者様の心身の状況、その置かれている立場・環境等に応じて、利用者様が可能な限りその居宅において有する能力に応じて自立した生活を営めるように、利用者様の立場にたって援助を行います。
- ・事業の実施にあたっては、利用者様の意思および人格を尊重し、利用者様の選択に基づき適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように中立公平な立場でサービスを提供します。
- ・以下の内容を利用者様に別紙で説明するとともに、介護サービス情報公表制度で公表します。

① 前 6 ヶ月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。

② 前 6 ヶ月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合。

- ・事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健、福祉、医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。
- ・看取り期について「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行います。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	○	変更希望の場合は申し出下さい
介護支援専門員への研修	○	年 2 回以上
中途解約について	○	前記 4 の (3) 参照下さい

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所利用者様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。

利用者様相談責任者 管理者 鈴木 洋典 TEL03-3850-0361

(2) その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

足立区介護保険課事業者指導係 03-3880-5111（代表）

基幹地域包括支援センター 03-6807-2460

東京都国民健康保険団体連合会 03-6238-0177

7. 当事業所の概要

- ・ 名称・法人種別 社会医療法人社団慈生会 居宅介護支援事業所等潤
- ・ 代表者氏名 理事長 伊藤 雅史
- ・ 所在地 〒121-0075 東京都足立区一ツ家 4-2-15

 TEL03-3850-0361
- ・ 当法人事業所 等潤メディケア診療所

 地域包括支援センター一ツ家

 訪問看護ステーション等潤

 等潤病院訪問リハビリ

 等潤メディケア診療所訪問リハビリ

 わくわく倶楽部等潤

 いきいき倶楽部等潤

 シルバーケア花笑み

 グループホーム常楽

 やすらぎホーム常楽

 老人保健施設イルアカーサ

8. 事業所変更等についての説明

利用者様やそのご家族は、介護支援専門員が「居宅サービス計画書（ケアプラン）」に位置付ける居宅サービス事業所について下記事項を介護支援専門員に求める事ができます。

- ・ 複数事業所の紹介
- ・ 当該事業所を居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けた理由

9. 医療と介護の連携について医療機関等との連携を促進する観点より入院、

受診時には、当該事業所名および担当介護支援専門員の氏名等を医療機関へ

お伝えください。介護支援専門員から医療機関へ情報提供させていただく場合がございます。

- ・退院、退所時には、医療機関の職員から面談又は ICT 等の活用をして、利用者様の情報を収集させていただきます。
- ・医療系サービスを希望される場面は、主治医又は歯科医師等から意見を伺いまして、居宅サービス計画を作成、ケアプランの交付を致します。

10、事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに対応するとともに保険者に報告するものとしします。

11、虐待の発生及び再発を防止するため、以下に掲げる措置を講じます。

- ・虐待の防止に係わる対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知します。（委員会は、テレビ電話装置等を活用して行う事が出来る）
- ・虐待の防止の為の指針を整備します。
- ・従業員に対し、虐待の防止の為の研修を定期的を実施します。
- ・前行に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置きます。

12、身体拘束等の適正化の推進をします。

- ・利用者様又は他の利用者様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は行いません。
- ・身体拘束を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13、ハラスメント対策について当事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や業務上必要かつ相当な範囲を超える身体的な危害を及ぼす行為等は組織として許容しません。
- (2) 利用者様及びご家族などが当事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。
- (3) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約などの措置を講じます。

14, 感染症について

当事業所において感染症が発生又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員等の健康管理及び設備、備品等について衛生管理に努めます。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催するとともにその結果について職員に周知します。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (4) 職員に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修、訓練を定期的に実施します

15, 業務継続に向けた取り組みについて、感染症や非常災害の発生において、利用者様に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時に早期の業務再開を図るための指針及び計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って次に掲げる措置を講じます。

- (1) 業務継続計画についての委員会を開催するとともにその結果について職員に周知します。
- (2) 業務継続に必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更をします。

16、第三者評価の実施状況について

事項	備考
第三者評価の実施	有り
直近の実施日	2023 年 12 月 11 日
評価期間名	株式会社アミュレット
開示状況	介護サービス情報公表に掲載

その他

本契約書に記載のない項目については、双方誠意をもって別途に協議します。

この重要事項説明書の説明年月日

年 月 日

以上の内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条及び第 9 1 条の規定に基づき、利用者様に説明を行いました。

事業者

所在地 東京都足立区一ツ家 4-2-15

名称 居宅介護支援事業所等潤

説明者

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 氏名 _____

家族（代理人） 氏名 _____